国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

神戸市が平成二十年九月から平成二十一年三月において、神戸国際港都建設計画西神流通業務団地造成事業の事業地について行った調査の結果作成された神戸国際港都建設計画西神流通業務団地造成事業第二十一工区の地積図及び調査簿については、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第五項の規定により、これらを同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第十一条の規定により、その旨を公告する。

平成二十一年九月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

官報

―閣議決定等事項―

(内閣官房)

九月十六日(水)

○一般案件

一、内閣総辞職について(決定)(内閣官房)

一、内閣総辞職に当たっての内閣総理大臣談話(決定)(内閣官房)

平成21年7月中国際収支状況（速報）

財　務　省

(単位：億円、%)

項目	7月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	1,490	4,859	837
(対前年同月比)	(78.1)	(26,003.8)	(−81.5)
貿易収支	4,373	6,022	3,074
(対前年同月比)	(42.3)	(141.8)	(−60.0)
輸出	45,456	43,077	72,894
(対前年同月比)	(−37.6)	(−37.0)	(8.7)
輸入	41,083	37,054	69,820
(対前年同月比)	(−41.2)	(−43.8)	(17.6)
サービス収支	−2,883	−1,163	−2,237
所得収支	12,468	7,301	16,454
経常移転収支	−1,303	−635	−1,599
経常収支	12,656	11,525	15,693
(対前年同月比)	(−19.4)	(144.4)	(−15.2)
投資収支	−11,385	−14,161	−12,480
直接投資	−7,563	−4,011	−9,370
証券投資	20,593	−44,616	29,960
(証券貸借取引を除く)	(16,762)	(−31,089)	(17,395)
金融派生商品	1,246	−2,678	1,265
その他投資	−25,661	37,144	−34,335
(証券貸借取引を除く)	(−22,141)	(23,300)	(−21,752)
その他資本収支	−769	−203	−134
資本収支	−12,154	−14,364	−12,614
外貨準備増(−)減	1,373	−243	−2,557
誤差脱漏	−1,875	3,082	−522

(備考)　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公告

諸事項

金融商品取引業者の業務停止処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり金融商品取引業者の業務停止を命令したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社アイエスオー

２．本店所在地　東京都中央区日本橋兜町11番４号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第484号

４．登録年月日　平成19年９月30日

５．業務停止期間　平成21年９月11日から平成21年12月10日まで

平成21年９月18日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　New Asia Asset Management株式会社

２．本店所在地　東京都港区虎ノ門一丁目22番13号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第988号

４．登録年月日　平成19年９月30日

５．登録の取消年月日　平成21年９月11日

平成21年９月18日

関東財務局長　厚木　　進

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月18日

中国地方整備局長　福田　　功

１　処分をした年月日　平成21年８月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三島産業株式会社　竹内　太甫　広島県福山市西深津町五丁目21番８号　国土交通大臣許可（特―19）第1859号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月18日

中国地方整備局長　福田　　功

１　処分をした年月日　平成21年８月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　極東テクノ株式会社　原田　　洌　広島県広島市東区光町二丁目６番31号　国土交通大臣許可（特―16）第18459号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月18日

中国地方整備局長　福田　　功

１　処分をした年月日　平成21年８月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西日本富士電機株式会社　松長　數篤　広島県広島市西区三篠北町16番12号　国土交通大臣許可（特―18）第10882号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月27日付で建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。